

Client Alert

8 November 2019

本アラートに関する
お問い合わせ先：



高瀬 健作
パートナー
03 6271 9752
kensaku.takase@bakermckenzie.com



達野 大輔
パートナー
03 6271 9479
daisuke.tatsuno@bakermckenzie.com



竹中 陽輔
カウンセラー
03 6271 9548
yosuke.takenaka@bakermckenzie.com

ミャンマー：2020年1月に新商標登録制度が開始

ミャンマー知的所有権局（MIPD）は、新商標法制度導入により予想される膨大な量の出願に対応するため、2020年1月から、「ソフト・ローンチ」ベースで、新商標登録出願の受付を開始予定であると発表しました。（ただし、出願プロセスが開始される正確な日には、まだ決定されておりません。）

ミャンマー商標法は、同国史上初めて、2019年1月に「法律」として正式に成立しましたが、まだ正式に施行されておりません。最新の動向によれば、新商標登録制度の「ソフト・ローンチ」として、2020年1月に商標登録出願の受け入れが開始されるようです。（ただし、現時点では、商標法が同時に正式施行されるか否かは決定されておりません。）

新商標法においては、（旧制度の下で権利者宣誓登録を行ったか否かに関わらず）すべての既存商標を、新たに登録しなおす必要があります。

スケジュール

商標登録出願プロセスは、2020年1月に開始予定です。

意匠出願及び著作権登録は、商標出願制度が実施されてから約6か月後に開始される予定です。また、特許出願及び地理的表示の申請は、商標出願制度が実施されてから1年後に開始される予定です。（ただし、いずれの法施行日も、まだ正式には決定されておりません。）

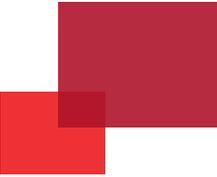
オンラインによる商標登録出願

新商標登録出願は、オンラインシステムにより、指定の商標代理人によって行われることとなります。

出願願書は英語で提出することができますが、商標審査官は、審査段階において翻訳文を要求することが可能となります。

移行期間

新商標法制度では、6か月間の「移行期間（transition period）」があり、その間に、出願人は商標登録出願（ソフトローンチベースの出願）を行うことが可能となります。この期間中に提出された商標は、その実際の出願日が法的な「出願日」とされることはありません。代わりに、移行期間中の全ての出願は、「移行期間が終了する日」が法的な「出願日」とされます。なお、正確な「移行期間の開始・終了日」は、まだ発表されておりません。



手数料

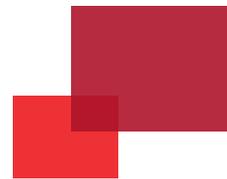
商標登録出願に係るオフィシャルフィーは、まだ発表されておりません。

移行期間中に申出された商標に関しては、その時点ではオフィシャルフィーの支払いは要求されない予定です。ミャンマー知的所有権局は、移行期間開始から5か月後にオフィシャルフィーの額を発表する予定で、出願人は出願を完了させるための費用として、そのオフィシャルフィーを出願後に支払うこととなります。オフィシャルフィーは、オンラインシステムを通じて支払うこととなります。

商標登録出願にかかるオフィシャルフィーは、出願にかかる指定商品・役務の数に応じて決定されます。

新出願に必要な情報

商標	<ul style="list-style-type: none">• 商標見本• 商標の種類（文字／図形、図形、文字、色彩、音、立体商標）• 翻訳文（出願時に要求はされないが、審査段階で審査官に要求される場合がある）• 権利不要求（該当する場合）• 色彩の説明（該当する場合）
指定商品・役務	<ul style="list-style-type: none">• ニース国際分類• 商品・役務の表示• 多区分出願が可能
出願人	<ul style="list-style-type: none">• 種別（個人か、組織か）• 氏名・名称• 住所• 国・国籍• 電話番号• 電子メールアドレス
代理人	<ul style="list-style-type: none">• 代理人が提供する情報
補助書類	<ul style="list-style-type: none">• 既存の所有権宣言書• 委任状



既存の所有権宣言書

過去に登録された所有権宣言書は、商標登録出願の補助書類として提出することが可能です。

出願の際には、所有権宣言書のコピーの提出で構いません。ただし、後で原本の提出が要求される場合もありますので、保存しておくことをお勧めします。

委任状

出願には、委任状の提出が必要となります。委任状は、出願時に提出する必要はなく、出願後3か月以内に提出可能です。

既存の委任状は、それが現在も有効であれば、使用することができます。しかしながら、新商標登録制度の下での行為を適切にカバーするため、新商標登録出願用に新しく委任状を用意することをお勧めいたします。委任状のフォームをご希望の場合は、[こちら](#)をクリックしてください。

(まだ公式発表はされていませんが、) 委任状には公証及び領事館認証が必要になります。

準備

移行期間に備え、以下の準備をされることをお勧めいたします。

適時適切にミャンマーにおける権利化を図るため、事前に、ミャンマーで登録すべき商標ポートフォリオの詳細を検討しておくことをお勧めします。

ミャンマーで登録予定の商標に関する「所有権宣言書」の原本を用意しておくことをお勧めします。「所有権宣言書」の登録がされていない商標や、譲渡を受けたが譲渡人名義で所有権宣言書登録がされている商標がある場合には、2019年末までに所有権宣言書の登録を行うことをお勧めします。

特に、大規模な商標ポートフォリオを持つ企業は、新出願に備えて、ミャンマー商標ポートフォリオに関するファイルのアップロードや情報を検証することができる専用の「Transition Data Room」を設定することを推奨します。このサービスをご希望の場合は、ご遠慮なくご連絡ください。

出願に備え、公証及び領事館認証付き委任状のご準備ください。国により、ミャンマーの領事館認証を取得することが困難な場合があります。そのような場合には、解決方法をご提案させていただきますので、本アラートお問い合わせ先までご連絡ください。

www.bakermckenzie.co.jp

ベーカー&マッケンジー
法律事務所 (外国法共同事業)

〒106-0032
東京都港区六本木 1-9-10
アークヒルズ仙石山
森タワー28F
Tel 03 6271 9900
Fax 03 5549 7720